

別海町議会会議録

第2号（平成31年 3月 8日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 平成31年度別海町一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 平成31年度別海町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 平成31年度別海町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 平成31年度別海町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 平成31年度別海町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 平成31年度別海町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 平成31年度町立別海病院事業会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 平成31年度別海町水道事業会計予算 |
| 日程第10 | 議案第17号 | 別海町表彰条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第18号 | 別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第19号 | 別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第20号 | 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第21号 | 別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第22号 | 尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第23号 | 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第24号 | 町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第25号 | 工事請負契約の締結について（西春別駅前団地公営住宅改修建築主体工事（5号棟）） |
| 日程第19 | 議案第26号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第20 | 議案第27号 | あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）について |
| 日程第21 | 議案第28号 | 町道の路線認定及び廃止について |
| 日程第22 | 承認第 1号 | 専決処分した事件の承認について（北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について） |

- 日程第 2 3 同意第 1 号 別海町監査委員の選任について
 日程第 2 4 同意第 2 号 根室町村等公平委員会委員の選任について
 日程第 2 5 報告第 1 号 専決処分の報告について（上西春別中学校旧校舎・旧講堂
 とりこわし工事）

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 議案第 1 号 平成 3 1 年度別海町一般会計予算
 日程第 3 議案第 2 号 平成 3 1 年度別海町国民健康保険特別会計予算
 日程第 4 議案第 3 号 平成 3 1 年度別海町下水道事業特別会計予算
 日程第 5 議案第 4 号 平成 3 1 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
 日程第 6 議案第 5 号 平成 3 1 年度別海町介護保険特別会計予算
 日程第 7 議案第 6 号 平成 3 1 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 8 議案第 7 号 平成 3 1 年度町立別海病院事業会計予算
 日程第 9 議案第 8 号 平成 3 1 年度別海町水道事業会計予算
 日程第 1 0 議案第 1 7 号 別海町表彰条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第 1 1 議案第 1 8 号 別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号
 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条
 例の一部を改正する条例の制定について
 日程第 1 2 議案第 1 9 号 別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
 準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第 1 3 議案第 2 0 号 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す
 る条例の制定について
 日程第 1 4 議案第 2 1 号 別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の
 制定について
 日程第 1 5 議案第 2 2 号 尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制
 定について
 日程第 1 6 議案第 2 3 号 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につ
 いて
 日程第 1 7 議案第 2 4 号 町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を
 改正する条例の制定について
 日程第 1 8 議案第 2 5 号 工事請負契約の締結について（西春別駅前団地公営住宅改
 修建築主体工事（5号棟）
 日程第 1 9 議案第 2 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
 日程第 2 0 議案第 2 7 号 あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）に
 ついて
 日程第 2 1 議案第 2 8 号 町道の路線認定及び廃止について
 日程第 2 2 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（北海道市町村総合事務
 組合規約の制定並びに廃止について）
 日程第 2 3 同意第 1 号 別海町監査委員の選任について
 日程第 2 4 同意第 2 号 根室町村等公平委員会委員の選任について
 日程第 2 5 報告第 1 号 専決処分の報告について（上西春別中学校旧校舎・旧講堂

とりこわし工事)

○出席議員（16名）

1番	小	椋	哲	也	2番	外	山	浩	司		
3番	大	内	省	吾	4番	木	嶋	悦	寛		
5番	松	壽	孝	雄	6番	森	本	一	夫		
7番	今	西	和	雄	8番	西	原		浩		
9番	沓	澤	昌	廣	10番	小	林	敏	之		
11番	瀧	川	榮	子	12番	戸	田	憲	悦		
13番	中	村	忠	士	14番	渡	邊	政	吉		
副議長	15番	佐	藤	初	雄	議長	16番	松	原	政	勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	曾	根	興	三	副	町	長	佐	藤	次	春													
教	育	長	伊	藤	多加	監	査	委	員	杉	本	義	久												
総	務	部	長	竹	中	仁	福	祉	部	長	河	嶋	田	鶴	枝										
産	業	振	興	部	長	登	藤	和	哉	建	設	水	道	部	長	山	岸	英	一						
教	育	部	長	山	田	一	志	病	院	事	務	長	大	槻	祐	二									
会	計	管	理	者	阿	部	美	幸	農	委	事	務	局	長	中	村	公	一							
監	査	委	員	事	務	局	長	小	湊	昌	博	総	務	部	次	長	今	野	健	一					
福	祉	部	次	長	青	柳	茂	産	業	振	興	部	次	長	門	脇	芳	則							
建	設	水	道	部	次	長	小	島	実	教	育	部	次	長	石	川	誠								
総	務	課	長	今	野	健	一	総	合	政	策	課	長	佐	々	木	栄	典							
財	政	課	長	寺	尾	真	太郎	税	務	課	長	宮	本	栄	一										
防	災	交	通	課	長	麻	郷	地	聡	西	春	別	支	所	長	田	村	康	行						
尾	岱	沼	支	所	長	福	原	義	人	福	祉	課	長	干	場	み	ゆ	き							
介	護	支	援	課	長	竹	中	利	哉	町	民	課	長	青	柳	茂									
保	健	課	長	干	場	富	夫	母	子	健	康	セ	ン	タ	ー	長	干	場	富	夫					
水	産	み	ど	り	課	長	新	堀	光	行	商	工	観	光	課	長	伊	藤	輝	幸					
管	理	課	長	伊	藤	一	成	建	築	住	宅	課	長	田	畑	直	樹								
事	業	課	長	小	島	実	上下	水	道	課	長	外	石	昭	博										
生	涯	学	習	課	長	他	石	川	誠	生	涯	学	習	セ	ン	タ	ー	準	備	室	長	山	岸	英	一
西	公	民	館	長	田	村	康	行	東	公	民	館	長	福	原	義	人								
図	書	館	長	他	千	葉	宏	病	院	事	務	課	長	三	戸	俊	人								

○議会事務局出席職員

事務局 長 浦 山 吉 人 主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

7番 今 西 和 雄 8番 西 原 浩

9 番 沓 澤 昌 廣

◎開会宣告

- 議長（松原政勝君） おはようございます。
ただいまから第2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
7番今西議員、8番西原議員、9番沓澤議員、以上3名を指名いたします。

◎委員会付託省略の議決

- 議長（松原政勝君） ここでお諮りします。
提出されております日程第10 議案第17号から日程第24 同意第2号までの15件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。
したがって、日程第10 議案第17号から日程第24 同意第2号までの15件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第2 議案第1号から日程第9 議案第8号

- 議長（松原政勝君） 日程第2 議案第1号平成31年度別海町一般会計予算、日程第3 議案第2号平成31年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第4 議案第3号平成31年度別海町下水道事業特別会計予算、日程第5 議案第4号平成31年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第6 議案第5号平成31年度別海町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第6号平成31年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8 議案第7号平成31年度町立別海病院事業会計予算、日程第9 議案第8号平成31年度別海町水道事業会計予算の8件については一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の新年度予算については、予算審査特別委員会を設置し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは、初めに議案第2号平成31年度別海町一般会計予算の説明を求めます。

- 総務部長（竹中 仁君） 議長。

- 議長（松原政勝君） 総務部長。

- 総務部長（竹中 仁君） はい。

議案第1号の内容説明を行います。

別冊の「平成31年度別海町一般会計予算書」、1ページをお開き願います。

平成31年度別海町一般会計予算。

平成31年度別海町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ196億円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40億円と定める。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算」で、初めに、「歳入」です。

1款町税、1項から5項までで23億9,709万3,000円。

2款地方譲与税、1項と2項で3億6,700万円。

3款利子割交付金、1項で400万円。

4款配当割交付金、1項で700万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項で700万円。

6款地方消費税交付金、1項で3億1,700万円。

7款自動車取得税交付金、1項で3,650万円。

8款環境性能割交付金、1項で2,600万円。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で3,953万1,000円。

10款地方特例交付金、1項で1,670万円。

11款地方交付税、1項で64億6,000万円。

3ページで、12款交通安全対策特別交付金、1項で300万円。

13款分担金及び負担金、1項と2項で2億7,197万6,000円。

14款使用料及び手数料、1項から3項で2億7,294万2,000円。

15款国庫支出金、1項から3項で23億7,725万6,000円。

16款道支出金、1項から3項で16億1,835万6,000円。

17款財産収入、1項と2項で5,930万3,000円。

18款寄附金、1項で1億10万円。

19款繰入金、1項で12億6,694万2,000円。

20款繰越金、1項で1,000万円。

21款諸収入、1項から4ページにかけまして、5項まで13億9,410万1,000円。

4ページにお進み願います。

22款町債、1項で25億4,820万円。

歳入合計で196億円とするものです。

次に、5ページで、「歳出」です。

1 款議会費、1 項で8,961万3,000円。

2 款総務費、1 項から6 項で14億2,660万7,000円。

3 款民生費、1 項と2 項で26億3,613万2,000円。

4 款衛生費、1 項から3 項で16億889万5,000円。

5 款労働費、1 項で94万5,000円。

6 款農林水産業費、1 項から4 項で41億5,072万2,000円。

7 款商工費、1 項で2億7,481万3,000円。

8 款土木費、1 項から6 ページ上段まで続いて、5 項まで、16億4,911万6,000円。

6 ページに進みまして、9 款消防費、1 項で13億4,841万1,000円。

10 款教育費、1 項から6 項で22億9,710万3,000円。

11 款災害復旧費、1 項で16万円。

12 款公債費、1 項で18億1,020万円。

13 款給与費、1 項で22億7,728万3,000円。

14 款予備費、1 項で3,000万円。

以上、歳出合計で196億円とするものです。

次に、7ページで、「第2表 債務負担行為」です。

1 件目は、別海町酪農場機器整備（200m¹牛乳充填機）、期間は、平成32年度から平成39年度まで、限度額は8,617万4,000円です。

2 件目は、草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業新酪中春別地区により整備される草地造成及び草地整備、農業用施設、農業用機械などを公益財団法人北海道農業公社から委託又は譲渡を受けることに伴う債務負担、期間は、平成32年度から平成34年度まで、限度額は2億5,330万8,000円。

3 件目は、生涯学習センター建設工事、期間は、平成32年度から平成33年度までで、限度額は30億4,214万円です。

次に、「第3表 地方債」です。

1 件ごとの説明は省略させていただきますが、1 点目、省エネ防犯灯整備事業から9 ページをお開きいただきまして、9 ページの下から3 段目、学校給食センター改築事業までの36 事業と、次の段の臨時財政対策債を合わせた限度額の合計は25億4,820万円となります。

なお、全ての起債の方法は、普通貸借又は証券発行。

利率は、3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。

償還の方法ですが、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる、とするものです。

次の11 ページから236 ページまでの「歳入歳出予算事項別明細書」の説明は、全て省略をさせていただきます。

237 ページをお開き願います。

237 ページからは、「給与費明細書」です。

1の「特別職」ですが、表の下段、前年当初との比較の欄で説明をさせていただきます。

まず、長等は、給与費の期末手当で0.05月分、12万3,000円の増。

共済費で10万4,000円の減。

合計で1万9,000円の増となります。

議員は、給与費の期末手当で0.05月分、21万4,000円の増、共済費で54万9,000円の減、合計で33万5,000円の減です。

その他の特別職は、職員数が475人の増、報酬が370万2,000円の増、合計も同じく370万2,000円の増となります。

比較欄の計ですが、職員数では全体で475人の増、報酬が370万2,000円の増、期末手当が33万7,000円の増、給与費計では403万9,000円の増、共済費が65万3,000円の減、合計で338万6,000円の増となります。

次に、238ページをお開きください。

2の「一般職」です。

「(1)の総括」で、こちらも比較の欄で御説明いたします。

職員数に増減はありません。

給与費の給料は、460万円の減、職員手当は、115万円の増、給与費計で345万円の減。

共済費は、243万円の増、合計では102万円の減となるものです。

次の表、職員手当の内訳、それから239ページの「(2)給料及び職員手当の増減額の明細」、続いて、240ページから243ページまでの「(3)給料及び職員手当の状況について」は、説明を省略させていただきます。

244ページをお開き願います。

244ページからは、「債務負担行為に関する調書」です。

こちらも1件ごとの説明は省略をさせていただきます。

1件目の別海町酪農工場機器整備から始まりまして、252ページまで進んでいただいて、252ページ、最後の公の施設に係る指定管理者に対する委託料、別海町ふれあいランドまで全部で59件、債務負担行為限度額の合計で64億3,231万9,000円、前年度平成30年度末までの支出見込額は14億2,493万8,000円、当該年度平成31年度以降の支出予定額が16億760万7,000円で、上段括弧内の8億7,506万4,000円は、平成31年度分の支出予定額となります。

なお、表の右側には、平成31年度以降の支出予定額にかかわる、それぞれの財源内訳を記載しています。

最後に、253ページです。

「地方債にかかわる調書」です。

こちらも、それぞれの区分の説明は省略をさせていただきます。

1の公共事業等債から14.都道府県貸付金までの合計で申し上げます。

表の1番下の段で、平成29年度末現在高は158億2,256万6,000円、平成30年度末現在高見込み額が165億831万円、平成31年度中増減見込み額で、平成31年度中の起債見込み額が25億4,820万円、平成31年度中元金償還見込み額が17億439万3,000円、平成31年度末現在高の見込み額は173億5,211万7,000円となります。

以上で議案第1号の概要について説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 次に、議案第2号平成31年度別海町国民健康保険特別会計予算、議案第4号平成31年度別海町介護サービス事業特別会計予算、議案第5号平成31年度別海町介護保険特別会計予算、議案第6号平成31年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の4件について順次説明を求めます。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） はい。

福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 議案第2号及び第4号から第6号までの福祉部関係特別会計4件について、続けて説明させていただきます。

まず初めに、議案第2号平成31年度別海町国民健康保険特別会計予算の内容を説明します。

別冊「予算書」、1ページをお開きください。

平成31年度別海町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億4,300万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

2ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算」。

款の金額で説明します。

まず、「歳入」です。

1款国民健康保険税、1項で9億5,825万5,000円。

2款道支出金、1項で15億765万9,000円。

3款財産収入、1項で42万4,000円。

4款繰入金、1項と2項で1億7,610万1,000円。

5款繰越金、1項で1万円。

6款諸収入、1項と2項で55万1,000円。

歳入合計で26億4,300万円とするものです。

次に、3ページ、「歳出」です。

1款総務費、1項から4項で2,685万8,000円。

2款保険給付費、1項で14億1,640万円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項で11億7,759万6,000円。

4款保健事業費、1項と2項で1,382万3,000円。

5款基金積立金、1項で42万4,000円。

6款諸支出金、1項で289万9,000円。

7款予備費、1項で500万円。

歳出合計で26億4,300万円とするものです。

5ページから22ページまでの「歳入歳出予算事項別明細書」の説明は省略させていただきます。

次に、23ページをお開きください。

こちらは、「給与費明細書」です。

1の「特別職」で、別海町国民健康保険運営協議会委員に係る報酬となります。

本年度、その他特別職、職員数は7人で、報酬は26万4,000円です。

表の1番下、比較で、人数の増減はありませんが、報酬が6万3,000円の減となります。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

次に、議案第4号平成31年度別海町介護サービス事業特別会計予算の内容を説明します。

別冊「予算書」、1ページをお開きください。

平成31年度別海町介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,170万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算」。

こちらも款の金額で説明します。

まず、「歳入」です。

1款介護サービス費、1項で1億4,643万3,000円。

2款使用料及び手数料、1項と2項で3,870万4,000円。

3款財産収入、1項で29万6,000円。

4款繰入金、1項で3億870万円。

5款繰越金、1項で1万円。

6款諸収入、1項で1,155万7,000円。

7款町債、1項で600万円。

歳入合計で5億1,170万円とするものです。

次に、3ページ、「歳出」です。

1款介護サービス事業費、1項で1億4,472万9,000円。

2款公債費、1項で5,843万7,000円。

3款給与費、1項で3億553万4,000円。

4款予備費、1項で300万円。

歳出合計で5億1,170万円とするものです。

続いて、4ページをお開きください。

「第2表 地方債」です。

起債の目的は、老人保健施設整備事業で施設における省エネ照明機器導入に係るものです。

限度額は600万円。

起債の方法は普通貸借。

利率は3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後に

おいては当該見直し後の利率)。

償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合には、その債権者と協定する。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる、とし、合計で600万円とするものです。

次に、こちらの5ページから22ページまでの「歳入歳出予算事項別明細書」の説明は省略させていただき、23ページをお開きください。

こちらは、「給与費明細書」です。

1の「一般職」、「総括」です。

1番下の比較の欄で説明します。

職員数は、再任用短時間勤務の職員で1名の増。

給与費は、給料で435万5,000円の増、職員手当で290万5,000円の増、給与費計では726万円の増。

次に、共済費は、241万2,000円の増。

合計で967万2,000円の増となるものです。

下の表、職員手当の内訳と24ページから28ページまでの明細等については、説明を省略させていただきます。

次に、29ページをお開きください。

こちらは、「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」です。

介護サービス事業債で、平成29年度末現在高は4億9,043万4,000円、平成30年度末現在見込額は4億4,193万4,000円、平成31年度中増減見込みで平成31年度中起債見込額は600万円、平成31年度中元金償還見込額は、4,951万3,000円を予定し、平成31年度末現在高見込み額が3億9,842万1,000円となるものです。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

続いて、議案第5号平成31年度別海町介護保険特別会計予算の内容を説明します。

別冊「予算書」の1ページをお開きください。

平成31年度別海町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億6,430万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

3ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算」。

款の金額で説明します。

まず、「歳入」です。

1款保険料、1項で2億4,037万2,000円。

2款分担金及び負担金、1項で127万4,000円。

5款国庫支出金、1項と2項で2億5,175万5,000円。

4款支払基金交付金、1項で3億1,632万3,000円。

5款道支出金、1項と2項で1億6,844万5,000円。

6 款財産収入、1 項で1 万5,000 円。

7 款繰入金、1 項と2 項で1 億8,497 万3,000 円。

8 款繰越金、1 項で1 万円・

9 款諸収入、1 項と2 項で1 1 3 万3,000 円。

歳入合計で1 1 億6,430 万円とするものです。

4 ページをお開きください。

「歳出」です。

1 款総務費、1 項から3 項で1,799 万2,000 円。

2 款保険給付費、1 項で1 0 億7,740 万円。

3 款地域支援事業費、1 項から3 項で6,549 万3,000 円。

4 款基金積立金、1 項で1 万5,000 円。

5 款諸支出金、1 項で4 0 万円。

6 款予備費、1 項で3 0 0 万円。

歳出合計で1 1 億6,430 万円とするものです。

こちらから5 ページから2 2 ページまでの「歳入歳出予算事項別明細書」の趣旨説明は省略させていただきます。

次に、2 3 ページをお開きください。

こちらは「給与費明細書」です。

1 の「特別職」で、介護認定審査会委員4 名と高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員1 0 名に係る報酬です。

本年度、その他の特別職の職員数は1 4 名、報酬は1 0 3 万4,000 円となります。

表の1 番下、比較で、前年度からの増減はありません。

以上で議案第5 号の内容説明を終わります。

最後に、議案第6 号平成3 1 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の内容を説明します。

別冊「予算書」の1 ページをお開きください。

平成3 1 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1 億7,070 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」による。

2 ページをお開きください。

「第1 表 歳入歳出予算」、款の金額で説明します。

まず、「歳入」です。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項で1 億1,625 万5,000 円。

2 款繰入金、1 項で5,422 万4,000 円。

3 款繰越金、1 項で1,000 円。

4 款諸収入、1 項と2 項で2 2 万円。

歳入合計で1 億7,070 万円とするものです。

次に、3 ページ、「歳出」です。

1 款総務費、1 項と2 項で1 3 5 万3,000 円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項で1 億6,613 万7,000 円。

3 款諸支出金、1 項で 2 1 万円。

4 款予備費、1 項で 3 0 0 万円。

歳出合計で 1 億 7, 0 7 0 万円とするものです。

こちら、次ページ以降の「歳入歳出予算事項別明細書」の説明は省略させていただきます。

以上で議案第 6 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 次に、議案第 3 号平成 3 1 年度別海町下水道事業特別会計予算、議案第 8 号平成 3 1 年度別海町水道事業会計予算の 2 件について順次説明を求めます。

○建設水道部長（山岸英一君） はい。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（山岸英一君） それでは、議案第 3 号・8 号について説明させていただきます。

まず、議案第 3 号の内容について説明いたします。

別冊の「平成 3 1 年度別海町下水道事業特別会計予算」の 1 ページをお開きください。

議案第 3 号平成 3 1 年度別海町下水道事業特別会計予算。

平成 3 1 年度別海町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 3, 7 6 0 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、債務負担行為。

地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条、地方債。

地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

2 ページをお開きください。

「第 1 表 歳入歳出予算」です。

款の金額で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1 款分担金及び負担金、1 項で 8 2 万円。

2 款使用料及び手数料、1 項と 2 項で 1 億 4, 9 3 4 万円。

3 款国庫支出金、1 項で 2 億 1, 6 2 0 万円。

4 款繰入金、1 項で 3 億 5 2 3 万円。

5 款繰越金、1 項で 1 万円。

6 款諸収入、1 項で 7 0 万円。

7 款町債、1 項で 1 億 6, 5 3 0 万円。

歳入合計で 8 億 3, 7 6 0 万円とするものです。

続いて、3 ページの「歳出」です。

1 款総務費、1 項で 1, 6 5 1 万 8, 0 0 0 円。

2 款下水道事業費、1 項で 3 億 7, 1 4 0 万 9, 0 0 0 円。

3 款集落排水施設費、1 項と 2 項で 2 億 2, 5 7 4 万 4, 0 0 0 円。

4 款公債費、1 項で1 億9,951 万7,000 円。

5 款給与費、1 項で2,141 万2,000 円。

6 款予備費、1 項で300 万円。

歳出合計で8 億3,760 万円とするものです。

4 ページをお開きください。

「第2 表 債務負担行為」です。

全部で4 件です。

事項の1 件目は、平成31 年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償。

これは、貸し付けした資金を返済できないケースが出た場合に、その損失を補償するものです。

期間は、平成31 年度から平成36 年度までで、限度額は210 万円です。

2 点目は、別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担です。

これは、平成31 年度融資分に対する利子補給です。

期間は、平成32 年度から平成36 年度までで、限度額は1 万円です。

3 件目は、「別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する協定」に基づく別海終末処理場機械電気設備工事、期間は平成32 年度で、限度額は8 億520 万円です。

4 件目は、「別海町特定環境保全公共下水道走古丹終末処理場の建設工事委託に関する協定」に基づく走古丹終末処理場機械電気設備工事、期間は平成32 年度で、限度額は1 億9,280 万円です。

次に、5 ページ、「第3 表 地方債」です。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業、限度額1 億530 万円。

続いて、農業集落排水事業、限度額6,000 万円。

合計限度額で1 億6,530 万円。

起債の方法は普通貸借。

利率は3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後において当該見直し後の利率）。

償還の方法ですが、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとするものです。

次の7 ページからの「歳入歳出予算事項別明細書」の説明は省略させていただきます。

19 ページをお開きください。

「給与明細書」です。

「1 一般職」です。

「(1) 総括」。

上の表の下段、比較の欄で申し上げます。

職員数に増減はございません。

給与費の給料、41 万5,000 円の増、職員手当4 万2,000 円の減、給与費計で37 万3,000 円の増。

共済費18 万4,000 円の増。

合計では55万7,000円の増額となるものです。

以下、21ページまでの職員手当の内訳、「(2)給料表及び職員手当の増減額の明細」、及び「(3)給料及び職員手当の状況」につきましては、説明を省略させていただきます。

22ページをお開きください。

「地方債に関する調書」です。

下水道事業債（一般分）と臨時財政特例債の合計で申し上げます。

平成29年度末現在高13億5,759万4,000円、平成30年度末現在高見込み額13億3,225万3,000円、平成31年度中増減見込み額で平成31年度中起債見込み額は1億6,530万円、平成31年度中元金償還見込み額は1億7,643万8,000円です。

よって、平成31年度末現在高見込み額は13億2,111万5,000円となるものです。

以上で議案3号の内容説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号の内容説明をいたします。

別冊の「平成31年度別海町水道事業会計予算」。

第1条、総則。

平成31年度別海町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を、次のとおりとする。

1号、給水件数、7,236件。

2号、年間総給水量、520万6,475立方メートル。

3号、1日平均給水量、1万4,225立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

1款水道事業収益、1項と2項で10億5,405万4,000円。

支出です。

1款水道事業費用、1項から3項で8億1,449万6,000円です。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億3,059万4,000円は、減債積立金1億6,379万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,049万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億1,629万7,000円で補てんするものとする。）

収入です。

1款資本的収入、1項と2項で4億110万円。

支出です。

1款資本的支出、1項から3項で7億3,169万4,000円です。

2ページをお開きください。

5条、債務負担行為。

債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項は、財務省用地賃貸料、期間は、平成32年度から平成33年度まで、限度額は、平成32年度7,000円、平成33年度7,000円です。

第6条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、1件目、国営環境保全型かんがい排水事業、限度額は2億350万円。

2件目、農業用水路等長寿命化事業、限度額は1億9,000万円。

起債の方法は証書借入。

利率は、3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法は、借入先の融資条件による。

ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる、とするものです。

第7条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

8条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員の給与費、5,158万円。

2号、交際費、5万円。

第10条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、3,727万3,000円と定める。

3ページからの「予算実施計画」、及び5ページからの「予算実施計画説明書」の説明は省略させていただきます。

12ページをお開きください。

「平成31年度 別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は、各区分ごとの差し引き合計で申し上げます。

「1 業務活動によるキャッシュ・フロー」。

下段の差し引き合計で3億8,102万1,000円の増。

「2 投資活動によるキャッシュ・フロー」。

差し引き合計で6億2,800万1,000円の減。

「3 財務活動によるキャッシュ・フロー」。

差し引き合計で3億4,790万2,000円の増。

3区分の合計の資金増減額は、下段から3段目で1億92万2,000円の増となり、最下段の資金期末残高は、25億8,469万2,000円となる予定です。

次に、13ページをお開きください。

「給与費明細書」です。

「1. 総括」で、上の表の下段、比較の合計欄で申し上げます。

職員数の増減はございません。

給与費、給与、37万6,000円の増、手当、19万4,000円の増、給与費計で57万円の増。

法定福利費、56万2,000円の増。

合計で113万2,000円の増となり、本年度の合計で5,158万円となる予定です。

以下、15ページまでの「手当の内訳」、2の「給料及び手当の増減額の明細」、及び3の「給料及び手当の状況」につきましては、説明を省略させていただきます。

16ページをお開きください。

「債務負担行為に関する調書」です。

事項は財務省用地賃貸料で、限度額は1万4,000円です。

平成32年度以降の支払義務発生予定額は、平成32年度から平成33年度の金額で1万4,000円を見込んでおります。

以下、10ページまでの「予定損益計算書」「予定貸借対照表」及び「注記表」につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第8号の内容説明といたします。

○議長（松原政勝君） 次に、議案第7号平成31年度町立別海病院事業会計予算の説明を求めます。

○病院事務長（大槻祐二君） 議長。

○議長（松原政勝君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） それでは、議案第7号の内容説明をいたします。

別冊の「町立別海病院事業会計予算書」の1ページをお開き願います。

平成31年度町立別海病院事業会計予算。

第1条、総則。

平成31年度町立別海病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1項、病床数、84床。

1号、一般病床、83床。

2号、未熟児室、1床。

2項、年間患者数、10万2,318人。

1号、入院、2万4,455人。

2号、外来、7万7,863人。

3項、一日平均患者数、387人。

1号、入院、67人。

2号、外来、320人。

4項、主要な建設改良事業、院内総合情報システム整備事業、事業費、1億2,203万円、医療機械器具購入事業、事業費、6,397万4,000円。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

1款病院事業収益、1項から3項で21億742万円。

支出です。

1款病院事業費用、1項から4項で23億2,244万7,000円。

2 ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,027万6,000円は過年度分損益勘定留保資金7,027万6,000円で補てんするものとする。）。

収入です。

1 款資本的収入、1 項から3 項で2 億6,302 万6,000 円。

支出です。

1 款資本的支出、1 項と2 項で3 億3,330 万2,000 円。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、院内総合情報システム整備事業、限度額、1 億2,200 万円。

もう1 点です。

医療機械器具購入事業、限度額2,870 万円。

起債の方法は、いずれも証書借入。

利率は、いずれも3.0%以内。

償還の方法、これもいずれも借入先の融資条件による。

ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、1 億円と定める。

第7条、議会の議決を経なければ流用することができない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 号、職員給与費、1 3 億2,791 万1,000 円。

2 号、交際費、1 3 0 万円。

第8条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

1 号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、3 9 3 万1,000 円。

2 号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,372 万2,000 円。

3 号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、1,000 万円。

4 号、児童手当に要する経費、6 1 1 万円。

5 号、院内保育所に要する経費、1,992 万4,000 円。

6 号、医師の派遣をうけることに要する経費、2,906 万7,000 円。

第9条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、2 億2,200 万円と定める。

第10条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類、器械備品、名称、全自動錠剤分包機等、数量、一式。

第11条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用が出来るものとする。

5ページからの「予算実施計画」、及び8ページからの「予算実施計画説明書」は省略させていただきます、15ページをお開きください。

「平成31年度 町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)」です。

この決算書は、実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は、各区分ごとの差し引き合計で申し上げます。

「1 業務活動によるキャッシュ・フロー」。

差し引き合計で1,741万2,000円のマイナス。

左側下段で、「投資活動によるキャッシュ・フロー」。

差し引き合計で1億3,980万4,000円。

「3 財務活動によるキャッシュ・フロー」。

右側上段になりますが、差し引き合計で8,352万8,000円のプラスとなります。

区分合計での資金増減額は、右下、下から3段目で7,368万8,000円のマイナスとなり、資金期末残高予定額は、右下、最下段で2,185万3,000円となります。

この金額が平成32年3月末の現金預金額となる予定でございます。

続きまして、16ページとなります。

「給与費明細書」です。

下段、比較の合計欄で申し上げます。

職員数、一般職で2名の増。

給与費、給料、171万4,000円の減、報酬賃金、235万2,000円の増、手当、1,679万4,000円の減、給与費計で1,615万6,000円の減。

法定福利費、17万7,000円の減。

合計で1,633万3,000円の減額となり、本年度合計で13億2,791万1,000円の予定であります。

以下、21ページまでの「手当の内訳」「2. 給料及び手当の増減額の明細」「3. 給料及び手当の状況」、及び25ページまでの「町立別海病院事業予定損益計算書」「町立別海病院事業予定貸借対照表」「注記表」につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 以上で議案第1号から議案第8号までの平成31年度別海町各会計予算の8件について、内容説明が終わりました。

ここでお諮りします。

平成31年度別海町各会計予算の8件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第8号までの8件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

なお、特別委員会の名称は、平成31年度別海町各会計予算審査特別委員会とします。

次に、委員長及び副委員長の選出については、さきの議会運営委員会において、先例に

基づき候補者が選考されております。

お諮りします。

委員長及び副委員長の選出については、議会運営委員会での選考に基づき、委員長に10番小林議員、副委員長に7番今西議員とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、平成31年度別海町各会計予算審査特別委員会の委員長に10番小林議員、副委員長に7番今西議員と決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、全員による平成31年度別海町各会計予算審査特別委員会が設置されましたので、本会議での質疑は、省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は、省略することに決定いたしました。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時11分 再開

○議長(松原政勝君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第17号

○議長(松原政勝君) 日程第10 議案第17号別海町表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長(今野健一君) 議長。

○議長(松原政勝君) 総務部次長。

○総務部次長(今野健一君) 議案第17号別海町表彰条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案は、17ページから18ページ、議案資料は、1ページから3ページになります。

本町における表彰の種類及び基準については、別海町表彰条例及び条例施行規則において定められており、町政の進展に寄与した方等の功績をたたえ、毎年度、その功績の内容により該当する表彰の授与を行っております。

この条例における表彰の種類及び基準の中で、本町における最も高基準の表彰は、別海町功労者表彰となっておりますが、この基準を大きく上回る功績がある方についても、現在の条例等の規定においては功労者表彰を授与することになります。

このことから功績に見合った表彰を授与することができるよう、功労者の表彰よりも高基準となる別海町特別功労者表彰を創設するため条例の一部を改正しようとするものです。

なお、特別功労者表彰の表彰区分ごとの基準につきましては、功労者表彰等の他の表彰と同様に別海町表彰条例施行規則において定めることとしております。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

5ページ下段、第3条、表彰の種類に、第1号として別海町特別功労者表彰を追加するものです。

内容については、「次号に規定する別海町功労者表彰の基準を満たす者のうち、町政の振興に大きく貢献し、特別功労者として尊敬するに値すると認められる者」を加え、新たな表彰の種類と基準を設けるものです。

特別功労者表彰を第1号として追加したことにより、別海町功労者表彰以下を1号ずつ繰り下げます。

次に、2ページです。

第4条、審議委員会の設置についての改正です。

第5項として、「審議委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」、第6項として、「審議委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。」、以上の2項を加え、審議委員会成立の条件を明記するものです。

次の第6条第2項では、功労者表彰及び貢献賞の受賞者と同様に、新たに設ける特別功労者表彰の受賞者に「特別功労賞」を贈ることとするものです。

3ページをお開きください。

第7条については、文言の整理、及び第3条において1号を加えたことによる各号の繰り下げに伴い、引用する号を改正するものです。

次に、第9条、功労者等の待遇については、第1号では「特別功労者」を追加し、文言を整理するほか、「弔花」を削り、「死亡したときは葬儀場に弔旗を供え」を追加しています。

また、第2号においても、同様に「弔花」を削り、「死亡したときは葬儀場に弔旗を供え」を追加し、現状に合わせた表現に改正をするものです。

以上が本条例の改正内容になります。

また、附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第17号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第17号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

○7番（今西和雄君） はい。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） はい。

今、別海町にいろいろと功労されたということで、今までの表彰よりもさらに、ということの説明があって理解をできたんですけど、そういう状況の町民の方が、近々そういう思い当たる部分が考えられるということで、こういうふうに特別表彰という形のものをつくり上げたのか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（松原政勝君） 総務部次長。

○総務部次長（今野健一君） お答えいたします。

現在対象となる方がいらっしゃるということではなくですね、現在の貢献賞よりも、例えば功労があった方に対して、貢献賞の上が名誉町民ということで、かなりちょっと差があるということになります。

そこでですね、その功労賞の上に一つ特別功労賞を設けたいというふうにするものです。以上です。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） はい、よろしいです。

○議長（松原政勝君） よろしいですか。

○7番（今西和雄君） はい。

○議長（松原政勝君） 次に、8番西原議員。

○8番（西原 浩君） はい。

考え方はすばらしいと思うんですけども、まず、現在、功労者表彰を贈る基準といいですか、どのような基準で贈られているのかちょっとまず1点と、これから、特別功労賞を贈るということは、さらに、基準を満たす者のうち、町政の振興に大きく貢献し、というのは、どのような基準で特別功労賞という部分に、その上の賞ですよ、というような基準といいですかね、線引きをどのような考え方で設けられているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 総務部次長。

○総務部次長（今野健一君） お答えいたします。

現在、功労者、貢献賞、それぞれですね、規則のほうで各役職ごとに年数等を規定しております。

基準を設けております。

議会議員ですとか、法令に基づく委員さんですとか、それぞれ、その職ごとに基準を設けているところです。

今回新たにですね、貢献賞をクリアして、それに加えてということで、その役職ごとに、また独自に個別にですね、年数を設定しているところです。

それと、そのほかにもですね、功労者の基準をクリアした方で加算年数を加えなくてもですね、それ以外にも、ほかの役職等でですね、町に貢献された方等につきましても、特別功労者表彰の対象とするということで規則を定めているところです。

以上です。

○議長（松原政勝君） 8番西原議員。

○8番（西原 浩君） はい。

今、規則で別にその職種ごと、行政職ごとに決めているという答弁だったんですけども、その規則をちょっと確認するには、例規集を見れば載っているのか、その規則を確認する方法を、ちょっと今のここがわからなかったんで、特別功労者表彰の規則がもう既に定められているのか、その辺もちょっと確認したいのと、我々が規則を確認したいときは、どのような手続を踏めば、それが確認できるのかっていうのを質問します。

○総務部長（竹中 仁君） 議長。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） はい。

お答えいたします。

規則につきましても、同時に条例の改正に合わせて改正しておりますので、例規類集に

はですね、今データベース化しておりますので、若干期間がかかります。

お示しすることはいつでもお示しできる状況にはなっておりますが、参考までに申し上げますと、例を1点、2点について申し上げますと、例えば、議会議員の方であれば、功労者表彰の基準年数は、今現在12年というふうになっておりますけれども、特別功労者の基準年数は25年というふうに定めております。

また、例えば、今回、民生委員の方はですね、これまで25年が基準年数だったんですけれども、25年の基準年数でなかなか表彰基準に達する方があられないということで、規則のほうでは功労者表彰の基準を20年に改めた上、特別功労者の表彰基準年数を30年とするというふうに、各項目ごとにですね、基準年数を規則で定めたという状態になっております。

先ほど、次長が説明いたしましたけれども、必ずしもこの基準年数に全て縛られることではなく、例えば、ある項目で基準に100%満たなくてもですね、他の項目で功績を積んでいる方もいらっしゃいますので、そういった方につきましては、それを複合的に勘案して、委員会に諮問をした上で、答申を受けるというようなことも、今回あわせて改正の内容となっております。

○副町長（佐藤次春君） はい。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） ちょっと私のほうから補足させていただきますけれども、今回、今まで総務部次長、それから、ただいま総務部長が説明したとおりのですね、条例改正に合わせた考え方で今規則の改正についても準備をしていると。

どのような考え方でしたら、条例を改正しようとしているのかということで今説明をしましたけれども、現在の規則につきましては、先ほど一つ例で、議会議員につきましては12年と、いろんな委員の場合は何年、消防団にいた方は何年とありますけど、それは現状のですね、功労者表彰、それと貢献賞ということで基準があります。

現在の規則につきましては、もし、希望があればですね、お示し、配布することができます。

それと、少し一点つけ加えますとですね。

例えば、今、議員の方々に12年クリアしている方がいますけれども、原則、現職の時点では表彰しないという考え方があります。

そうしますと、12年でクリアしてってもですね、20年とか25年、今の規定のまま経過しても、今の表彰条例でいきますと功労者表彰と。

そうすると12年の方と、例えば、その倍の方とがですね、同じ表彰基準になってしまうということもあましてですね、そういうことも含めて、今回、一つ上に特別功労者表彰を、基準をつくりたいという意図があるということでございます。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第11 議案第18号

○議長（松原政勝君） 日程第11 議案第18号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（今野健一君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 総務部次長。

○総務部次長（今野健一君） 議案第18号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案は、19ページから26ページ、議案資料は、4ページから16ページになります。

個人番号の利用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が公布され、平成28年1月から社会保障、税、災害対策の分野で、番号法で定められた事務、法定事務と言いますが、こちらにおいて個人番号の利用が開始されております。

番号法の規定では、町の内部であっても、ある事務で保管している個人番号を含む個人情報を用いた別の事務で利用する場合は、条例の制定が必要とされており、この規定に基づき、本町においても平成27年に条例を制定し、番号法に規定されている特定個人情報の庁内連携ができるよう規定しています。

また、番号法では、同法で定められた事務以外にも町の条例で定めることにより、町が独自に規定する事務についても個人番号を利用できることが規定されていることから、町民の利便性の向上や事務処理の円滑化が図られるよう、本町において独自に規定する事務での個人番号及び特定個人情報の利用を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものです。

なお、特定の個人情報の利用に関し、必要な事項については、規則で定めることとしております。

それでは、議案の内容説明をいたします。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料の4ページをお開きください。

4ページの第4条、個人番号の利用範囲について、第1項に、本町が規定して行う事務及びその事務において必要とする特定個人情報を別表1、別表2として定め、個人番号の利用を可能とする11項目の事務を規定するものです。

5ページ中段から7ページ下段までが別表1で、個人番号を利用することができる事務名を定めています。

また、7ページ下段から16ページまでが別表2です。

別表2では、別表1で定めた個人番号を利用することができる事務において、利用可能な特定個人情報を定めています。

4ページに戻っていただきまして、次に、新たに第2項を追加し、別表2で定めた事務について必要な特定の個人情報の利用を規定するものです。

また、第2項を追加したことにより改正前の第2項を第3項に繰り下げています。

5ページをお開きください。

次に、第4項を追加し、別表2で定めた事務について、特定の個人情報を利用する場合には、申請者から重ねて同一内容の情報の提供を受けることは制度の趣旨に添わないことから、他の条例、規則等に書面の提出が義務づけられている場合については、当該書面の提出があったものとみなす旨を定めるものです。

また、第5条において、特定の個人情報の利用に関し、必要な事項については、規則で

定めることとするものです。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものです。

以上で議案第18号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第18号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 数字的なことと、それから考え方についてお聞きをしたいんですが、まず、数字的なことですが、この個人番号に関して、対象者に対して通知が送られたと思うんですが、この通知は、全町民に届いているのかどうかという点ですが、前にお聞きしたら、受取人がいないというような状況で戻ってくるというケースもあると聞いていましたが、対象となる町民に送ったけれども、戻ってくるなどして届いていないという数については、どのように把握されているか、その率ですね、数と率を教えてください。

それから、通知ではなくて、個人の申請によってマイナンバーカードというものが交付されるということになりますけれども、マイナンバーカードの現在の申請数と、割り返せばよいんですけども、マイナンバーが出ている人に対する申請の率ですね。

それから、全国的にはカードの申請があったけれど、受け取りに来ないという例もあると聞いています。

本町では、申請があつて、カードが用意されたけれども、本人のもとへ届いていないとか、本人が取りに来ないなどで届いていないという、その理由とその数ですね、お聞きしたいと思います。

それから、こういうふうに関便に使おうというのは、一言で言えば便利ですけども、その分またリスクも高くなるということですから、別海町の場合、漏えいとか、流出のリスクをどのように軽減するというのかな、ゼロに近づけるためにどういう工夫をされているかと。

防止策ですね。

具体例として、どういう防止策をとっているかということについてお聞きをします。

最後ですけどね、このマイナンバーを使う、使わないの選択の自由っていうのはあると思うんですね、私も今回確定申告しましたが、マイナンバーを教えてください、と言うから、嫌です、と言ったんですね。

そしたら、いいですよ、ということで、マイナンバーを使う、使わないという、その選択っていうのは自由ですよ。

その自由というのは担保されるかということをお聞きしたいんですね。

以上です。

○議長（松原政勝君） 中村さん、5点ですね。

○13番（中村忠士君） 4点かな。

1点を分けていれば、5点になります。

○議長（松原政勝君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（松原政勝君） 会議を再開いたします。

先ほど中村議員から5点の質問ございました。

これについての答弁をお願いいたします。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） はい。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 先ほどの御質問の個人番号の通知カードが届いているか、あと、マイナンバーカードの申請数、マイナンバーカードを申請していて受け取りに来ていない人数につきましては、ただいま、ちょっとここに資料を持ってきておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○総務部次長（今野健一君） はい。

○議長（松原政勝君） 総務部次長。

○総務部次長（今野健一君） 私のほうから4点目と5点目の御質問についてお答えいたします。

まず、防止策につきましては、マイナンバーカードを取り扱う事務につきましては、職員それぞれにセキュリティーのICカードを利用し、それからログインパスワードをそれぞれ割り振ってですね、それにより管理をしております。

そのほか、書類については鍵付きのロッカーに必ず保管するように、ということで徹底しております。

また、職員の研修としまして、セキュリティー研修を年に1度行っている状況です。

それから、最後の質問のマイナンバーの提示の選択につきましては、こちらのほうも強制するものではございませんので、提示がない場合につきましては、それに基づいて、従来どおりの事務を進めていくというふうにしております。

以上です。

○副町長（佐藤次春君） はい。

○議長（松原政勝君） 副町長お願いします。

○副町長（佐藤次春君） ただいま、福祉部長のほうから1番、2番、3番については、資料を準備してないということでお答えしましたけれども、今回のこの条例の改正の内容につきましては、マイナンバーカードをまず持ってるとか、持っていないということは置いてですね、条例の定めにより、マイナンバーを使用することを条例で定めて、それに従って使用すると、そのための条例改正ということでもありますので、①、②、③の質問に対して、答えがなければ、この議案について審議できないということではございませう、少し時間をいただいて、午後からでも、数値を回答したいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 今の副町長のことでありますけれども、審議できないのであればというふうにおっしゃったけれども、審議するために質問をしましたのでね、つまり、どうしてそういう質問をしたのか、反問権になるのかな、ちょっとよくわかりませんが、どうしてそういう質問をしたかということと言うと、この制度自体が今どういう状況になっているのかというときちっとやっぱり捉える必要があるだろうという点からですね、現状を数であらわされる部分については、数であらわしていただきたいということでお聞きをしたわけでありませう。

それから、4点目についてのお答えがありましたけれども、この各町民のマイナンバー

については、外部に絶対流出することはないか、ということは、やっぱり利用する者としての非常に大きな心配でありますよね。

この情報が外部と通じている、あるいは国のどこかの機関と通じているということがありうるかどうか、この点を確認したいと思います。

○議長（松原政勝君） 中村議員に申し上げます。

まず、最初の1番から3番、数の問題については、先ほど副町長が説明ありましたように資料がここにはないんで、資料を調べて、午後からでも答弁をしたいと、こういうことでございます。

それから、今、2回目の質問されました4番、5番については、回答を求めたいと思います。

ここで会議を暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（松原政勝君） 会議を再開いたします。

答弁調整がちょっと時間かかるものですから、午後1時まで会議を休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長（松原政勝君） 多少時間が早いんですが、皆さんおそろいなので始めたいと思います。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第18号の質問がございました。

この点について、お答え願います。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） 先ほどの中村議員の御質問のうち、3点について私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、通知カードにつきましては、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISから、簡易書留によりまして個人宛てに送付をされ、不在などの理由により受け取りをされない場合につきましては、郵便局で一定期間保管後、町のほうに引き継ぎされます。

町では、郵便局から引き継がれた通知カードについて、個人宛てに受け取りを促しており、現在受け取られず町で保管している通知カードは30枚となっております。

2点目ですが、マイナンバーカードの申請者数は、1月末現在、1,462名で、交付数は1,357名となっております、人口に対する交付率は約9%となっております。

3点目です。

マイナンバーカードを申請し、受け取られていない方は105名で、そのうち25名が死亡、転出によるもので、残り80名については、理由は不明となっております。

また、マイナンバーカードにつきましても、通知カードと同様に、個人宛てに受け取りを促していることを申し添えます。

以上です。

○総務部次長（今野健一君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 総務部次長。

○総務部次長（今野健一君） はい。

私のほうからは、情報漏えいの懸念についてお答えいたします。

本制度の運用の際にですね、御説明していますとおりなんですが、情報連携においては個人番号を直接利用するのではなく、暗号化して別な数字に置きかえた上で情報連携が行われております。

また、情報の漏えいについては、現時点で漏えいの確認はされておられません。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

今、数字がわかりましたので、30枚がまだ本人に届いていないと、それは、町で保管してるってことですが、今後それは、ずっとそのままの保管の形になるのか、あるいは何らかの対処を考えているのかという点。

あと、この30枚以外は、全員にきちっと渡ってるっていうふうに理解していいのかっていうことを確認したいと思います。

それから、マイナンバーカードの問題ですけれども、これも数字出ましたので、ありがとうございます。

交付は1,357名だと、取りに来ていない方が105名ということで、25名が死亡で、80人は不明だということでした。

この105名っていうのは、1,357名の中に含まれるのか、あるいは、それ以外になるか、そこら辺がちょっとよくわかんなかったんで、交付1,357名のうち105名にまだ渡っていないという理解でよろしいのか、そうではないのか、ちょっとそこを確認したいというふうに思います。

それから、私、4点目で聞いたのはですね、防止の策について聞いたんですが、再質問の中で、この情報というのは、町の内部で完結しているわけではないですね。

当然、外部っていうか、国の機関との関係があるわけで、その点でのセキュリティーがいろんな全国的に問題になっているということでありますが、そのトラブルもですね、ものすごく急激にふえてるわけではないけれども、一定数、常に毎年出てきているという状況であります。

だから、そういう状況を勘案して、町では十分な対策がとれているのかどうかを確認したくて質問したわけですが、ちょっと漠然としたお話でしたので、具体的にどういうセキュリティーをとられているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

○議長（松原政勝君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

1点目についてお答えをさせていただきたいと思います。

通知カードの保管につきましては、今現在まで廃棄をしておりませんでした。先日広報等でもお知らせをしたところですが、翌々年度の年度末まで保管し、廃棄をするということにしております。

それから、2点目につきましては、町で保管している通知カード30枚、それ以外の部分につきましては、当然受け取られているものというふうに認識をしております。

3点目でございますけれども、先ほどの御説明の中で、マイナンバーカードの申請者数が1,460人、交付数は1,357人となっております、この申請して、交付予定のカードを受けとっていない方、これが105名でありまして、その105名のうちの25名が死亡・転出等で受け取られていないということで、残り80名につきましては、理由は確認をしていないということでございます。

1,357名には含まれていないということでございます。

○議長（松原政勝君） ほかに御意見ございませんか。

○13番（中村忠士君） 答弁漏れですよ。

○議長（松原政勝君） 総務部次長。

○総務部次長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

セキュリティーの関係ですが、町の情報の中で、求めがあったもののみですね、他の行政機関に情報提供しているということで、最低限の情報のみ提供ということになっております。

また、セキュリティーについては、24時間、監視体制がとられているということです。以上です。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） なければ、終わります。

◎日程第12 議案第19号

○議長（松原政勝君） 日程第12 議案第19号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

○議長（松原政勝君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） 私からは、議案第19号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について内容説明いたします。

議案の27ページをお開きください。

本条例の一部改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正、及び学校教育法の改正により、職員の資格要件を一部改正するものです。

国の主な改正内容は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、放課後児童支援員の資格要件において、教員免許状を取得した後に更新を受けていない場合であっても要件を満たすとしたこと。

また、資格要件の拡大で、補助員として一定の実務経験があるもので、かつ市町村長が適当と認めた者を対象とすることが追加されました。

さらに、学校教育法の一部改正により、大学制度の中に、新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学が設けられたことに伴う改正です。

議案本文の朗読は省略させていただき、議案資料により御説明いたします。

議案資料17ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例新旧対照表」となります。

右側が改正前、左側が改正後の条例で、下線部分が改正箇所であります。

第10条第3項第4号は、国の基準の改正に伴い、改正前、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」としていたものを、教員免許を取得した後に更新を受けていない場合であっても要件を満たすとされたことから、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改めるものです。

第5号は、学校教育法の一部改正により、大学制度の中に、新たな高等教育機関として専門職大学、専門職短期大学が設けられ、専門職大学の4年制課程は、前期と後期に区分することも可とされ、前期課程修了者についても短期大学士が授与されることから、改正前の続き、「卒業した者」の次に、「(当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加えるものです。

第10号は、国の基準の改正に伴い資格要件を拡大するもので、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」を追加するものです。

なお、附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものです。

以上で議案第19号の内容説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 議案第19号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第13 議案第20号

○議長(松原政勝君) 日程第13 議案第20号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長(青柳 茂君) はい、議長。

○議長(松原政勝君) 福祉部次長。

○福祉部次長(青柳 茂君) 議案第20号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書の29ページをお開きください。

本条例の改正は、学校教育法の一部改正により、新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学が設けられたことに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定をする、技術管理者の資格が一部改正されたため、町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格についても一部改正をするものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の19ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第25条第6号中「学校教育法に基づく短期大学」の次に、「(同法に基づく専門職大学

の前期課程を含む。）」を追加し、6行目になります、「科目を修めて卒業した」の次に、「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む、)」を追加するものです。

第7号につきましても第6号と同様に改正をするものです。

20ページにお進みください。

附則としまして、施行期日を平成31年4月1日とするものです。

以上で議案第20号の内容説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 議案第20号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第21号

○議長(松原政勝君) 日程第14 議案第21号別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○母子健康センター長(干場富夫君) 議長。

○議長(松原政勝君) 母子健康センター長。

○母子健康センター長(干場富夫君) 議案第21号別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案の30ページをお開き願います。

本案は、平成31年度から、出産後に育児不安等を抱える母子に対し、相談、指導及び助言等を行う産後ケア事業を開始するに当たり、新たな料金設定が必要となったことから本条例の一部を改正しようとするものです。

産後ケア事業は、国の母子保健医療対策総合支援事業に位置づけられており、出産退院後に、心身の不調または育児不安を抱える母子に対して、健康のチェックや授乳指導、育児相談など、心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とした事業です。

それでは、議案の説明、朗読は省略させていただき、改正内容について議案資料により説明いたします。

議案資料の21ページをお開き願います。

「別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表」となります。

右が現行条例、左が改正後の条例で、下線部分が改正箇所となります。

第3条では、産後ケアを事業として位置づけるため、「第4号」を「第5号」とし、第4号に、「出産後に心身の不調や育児不安等がある者に対する相談、指導及び助言等(以下「産後ケア」という。)を行うこと。」を追加するものです。

第4条、使用料は、第1項の表の「区分」に「産後ケア」を、「使用料」に「町内に住所のある町民」、及び「1回につき1,000円」をそれぞれ追加し、表を改めるものです。

附則として、「この条例は、平成31年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で議案第21号の内容説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 議案第21号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

出産後の心身の不調や育児不安等がある者に対する相談ということなんですけれども、これが1回1,000円ということですが、町として、自殺予防とか、産後、いろんな心身の不調によって育児放棄とか、また、それが心身の不調が大きくなったら自殺に向かったりとかいうようなこともあると思うのですが、これは、あくまでも相談業務で1回1,000円というのではなくて、相談業務として無料で行う必要があるものではないかと思うんですけれども、この1,000円となったことについて、もう少ししっかりと説明をお願いしたいと思いますが。

○議長（松原政勝君） ちょっと最後のほう聞こえなかったんですけども。

○11番（瀧川榮子君） はい。

この内容について、どうしてこのように決まったか説明をお願いしたいということです。

○母子健康センター長（干場富夫君） 議長。

○議長（松原政勝君） 母子健康センター長。

○母子健康センター長（干場富夫君） はい。

それでは、お答えいたします。

本事業につきましては、国の交付金事業を活用して行うこととしておりまして、この要綱の中で、使用料を徴収することといったようなことが定められております。

また、国が行った産後ケアに関する全国調査では、1,000円から4,000円であることや、母子健康センター事業の既存の母子マッサージ等の使用料、そういったものを勘案して1,000円と、料金設定のほうを制定させていただくというような内容でございます。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

国の交付金を活用してってということで徴収しているということなんですけれども、今後このことについては、再度、母子を守るというような観点から、この1,000円という徴収は適正なものかどうかについて、今後検討していただきたいと考えます。

○議長（松原政勝君） 今のは要望でしょうか。

それとも、答えが欲しい、答弁ほしいですか。

○11番（瀧川榮子君） 一応要望です。

○議長（松原政勝君） 要望ですか。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（松原政勝君） はい。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） なければ、質疑を終わります。

◎日程第15 議案第22号

○議長（松原政勝君） 日程第15 議案第22号尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） 議案第22号尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案書31ページをお開きください。

本条例の主な内容は、尾岱沼ふれあいキャンプ場の使用料について3点の改正、及び運営に関する諸事項の改正を行うものです。

使用料改正の1点目は、入場料徴収単位の変更です。

現在の入場料は、連続して使用する場合は、数日間にわたっても1回の徴収となっています。

これを「1人1日につき」と徴収するように改正するものです。

2点目は、中央管理棟の使用料徴収代を「1名につき」と明確化するものです。

3点目は、小人数用のバンガローAの使用料金を増額できるように改正するものです。

現在、尾岱沼ふれあいキャンプ場には小型のバンガローが15棟ありますが、老朽化のため改修を進めております。

平成30年度には3棟の改修を行い、平成31年度には9棟の改修を予定しています。

このことから、新旧のバンガローが混在することとなるため、使用者がどちらを選ぶかという選択肢と公平性を担保する観点から、使用料を新旧の別に設定できるようにするものです。

実際の使用料は、指定管理者と協議の上、決定しますが、新しいバンガローは4,000円、古いバンガローは、現在と変わらない2,500円を想定しております。

それでは、議案の朗読は省略し、議案資料により説明をいたします。

議案資料の23ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例新旧対照表」です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

改正後の欄で説明をいたします。

第3条、開設期間について、「尾岱沼キャンプ場の開設期間は、4月20日から10月31日までとする。ただし、町長が特に認めるときは、開設期間を変更することができる。」と開設期間を定めるものです。

第4条、事業について、第3条を第4条に改め、第4号の「施設利用者」を「施設を使用又は利用する者」と改めるものです。

また、改正前の第4条を削るものです。

第5条、指定管理による管理等について、「町長は、尾岱沼キャンプ場の運営上必要があると認めるときは、指定管理者に管理を行わせることができる。」に改め、また、第2項第2号を「前条」に改め、及び第3項「第1項の規定により、尾岱沼キャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手続その他当該管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の規定によるもの」と加えるものです。

これは、指定管理における管理等、他の条例と同様に改めるものです。

第6条第2項の「手続き」、及び第9条第2号の「毀損」は、文言の修正です。

第11条、使用料について、「使用料又は利用料金」を「使用料」に改め、「使用者等は、

使用に係る料金を納めなければならない。」と文言を改めるものです。

また、使用料の額は、第2項「使用料は、別表に定める範囲内とする。」と改めるものです。

また、改正前の第3項及び第4項を削るものです。

ここで、使用料と利用料金について御説明をいたします。

使用料は、地方自治法第225条により、公の施設の使用の対価として徴収するものです。

また、利用料金は、地方自治法第244条の2第8項により、指定管理者による公の利用の対価として、指定管理者の収入として徴収するものです。

第12条、使用料の減免について、「使用料等」を「使用料」に、「免除するものとする。」を「減免することができる。」に改めるものです。

第13条、使用料の還付について、「使用料等」を「使用料」に改め、第2項で「還付の基準は、次のとおりとする。」、第1号「使用者等の責任によらない理由で利用できなくなったとき。 全額」、及び第2号「前号に掲げるもののほか、町長が特に認めるとき。 100分の100以内で町長が別に定める額」、それを加えるものです。

第14条、特別設備等の設置について、改正前の「指定管理者及び」を削り、改正後は、「町長」の次に「又は指定管理者」を加えることにより、指定管理者にも承認の権限を与えるものです。

第16条、利用料金について、「町長が適当と認めるときは、指定管理者に、当該公の施設の利用に係る料金を地方自治法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として收受させることができる。」、及び第2項「利用料金は、別表2に定める額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、当該指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。」を加えるものです。

第17条、利用料金の減免について、「指定管理者は、町長が定める基準により、利用料金を減免することができる。」を加えるものです。

第18条、利用料金の還付について、「既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、町長が特別な事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。」を加えるものです。

第19条、委任について、改正前の第16条を第19条に改めるものです。

28ページ、別表になります。

別表2、尾岱沼キャンプ場の項、利用区分及び単位の欄中「一般」の次に「1人1日につき」を、「中学生」の次に「1人1日につき」を加えるものです。

中央管理棟の項、利用区分及び単位の欄中「17時」の次に「1名につき」、「12時」の次に「1名につき」を加えるものです。

バンガローAの使用料の欄中「2,500」を「4,000」に改めるものです。

最後に、附則としまして、「この条例は平成31年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で議案第22号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第22号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○6番（森本一夫君） はい。

○議長（松原政勝君） 6番森本議員。

○6番（森本一夫君） はい。

料金の関係なんですけども、バンガローの使用料です。

今まで2,500円でやってたんですけども、今回4,000円に、1,500円値上げしているわけですが、この理由についてちょっとお知らせください。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（松原政勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

先ほどと若干重複する部分がございますけれども、現在、3年間をかけてバンガローAを改修をしております。

このことによりまして、新しいもの、きれいなものと古いものが混在をすることとなります。

これに伴いまして、使用者がどちらを選択するのか、そして、場合によっては選択の余地がなく、やむを得ず、新しいほうを使いたくても古いほうになるという場合も想定されるかと思えます。

そのような公平性を担保するために、料金を2段階とできるように改正するものです。以上です。

○6番（森本一夫君） はい。

○議長（松原政勝君） 6番森本議員。

○6番（森本一夫君） この料金表を見ているとですね、AとAっていうのが一つしか料金設定がされてませんけども、そのBについても同じ料金ということになるんでしょうか。

Bっていうか、その古いほうもですね、同じ料金になるのかなど。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） 御説明いたします。

バンガローAというのは、約13平米の小さなバンガローを指します。

バンガローBは、別な場所にあります大きなバンガローになっております。

今回改正をしておりますけれども、バンガローBの利用料金は、1室1泊につき6,500円というふうになってございまして、全く別なバンガローでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 6番森本議員。

○6番（森本一夫君） はい、わかりました。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） なければ、質疑を終わります。

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第16 議案第23号

○議長（松原政勝君） 日程第16 議案第23号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） 議案第23号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の34ページをお開きください。

本条例の改正は、学校教育法の一部改正により、新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学が設けられたことに伴い、水道法施行令及び水道法施行規則に規定する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について一部改正されたため、町が規定する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格についても一部改正をするものです。

また、あわせて文言の整理を行うものです。

それでは、議案の内容を説明いたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により御説明いたします。

議案資料の29ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第7条の2及び第8条は、文言の整理となります。

次に、第40条、布設工事監督者の資格について、1行目、「法第12条第1項」を「法第12条第2項」に改め、同条3号中「学校教育法による短期大学」の次に、「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を追加し、30ページになります、上から3行目「卒業した後」の次に、「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を追加するものです。

次に、第41条、水道技術管理者の資格について、第41条第2号中3行目「卒業した後」の次に、「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を追加し、6行目「卒業した者」の次に、「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を追加するものです。

31ページをお開きください。

附則としまして、施行期日を平成31年4月1日とするものです。

以上で議案第23号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第23号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第17 議案第24号

○議長（松原政勝君） 日程第17 議案第24号町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○病院事務課長（三戸俊人君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 病院事務課長。

○病院事務課長（三戸俊人君） 議案第24号町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書の36ページでございます。

今回の改正につきましては、厚生労働省より、聴覚障がいの早期発見と早期治療を図るために全ての新生児を対象として、新生児聴覚検査を実施するよう通知があり、町立別海病院においても、平成30年5月に小児科医が着任したことにより、新生児聴覚検査を実施するとともに検査料を定めるものでございます。

議案の朗読については省略させていただき、議案資料で説明いたします。

議案資料の32ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例新旧対照表」でございます。

右が改正前、左が改正後となっております。

改正後の別表の「新生児管理料」の項の次に、「新生児聴覚検査」「1件」「5,400円」を加えるものです。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第24号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第24号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） なければ、質疑を終わります。

◎日程第18 議案第25号

○議長（松原政勝君） 日程第18 議案第25号工事請負契約の締結について（西春別駅前団地公営住宅改修建築主体工事（5号棟））を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第25号の内容説明をいたします。

議案の37ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結にあたり、予定価格が5千万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、西春別駅前団地公営住宅改修建築主体工事（5号棟）。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、7,738万2,000円（内消費税及び地方消費税額573万2,000円）。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海新栄町9番地、株式会社佐々木建設工業、代表取締役、佐々木仁。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、1月9日から1月30日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は2月28日。

株式会社佐々木建設工業、株式会社三共工務店、島影建設株式会社、近藤建設株式会社、みどり建工株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は7,188万円、最低入札価格は7,165万円で、最低入札者であります本案の株式会社佐々木建設工業と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から12月の10日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の33ページをお開きください。

本案36ページまでが本案工事の資料となっております。

工事の場所は、別海町西春別駅前柏町7番地1。

工事の概要になりますが、工事名は、西春別駅前団地公営住宅改修建築主体工事（5号棟）。

構造は、セラミックブロック造2階建（1棟12戸）。

延べ床面積は1,033.97㎡。

建築面積は630.92㎡です。

主な工事内容ですが、内部は、給水・給湯・排水管の交換に伴います床・壁・天井の張りかえ、そのほか、流し台・ガスコンロ台・吊戸棚・洗面化粧台の交換。

外部は、外壁を湿式外断熱工法で改修し、屋根は耐候性塗材による塗りかえ、建具についてはアルミ建具を断熱アルミ建具に交換するものです。

34ページにお進みください。

左側は、付近の案内図。

右側の配置図ですが、工事建物は、5棟並んだ建物の左上側になります。

参考資料として、35ページに1階と2階の平面図、36ページには、それぞれの方位から見た立面図を掲載しています。

以上で議案第25号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第25号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

この5号棟は、建設されてから何年経過しているのかお聞きします。

○建設水道部長（山岸英一君） はい。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（山岸英一君） 平成7年に建設し、23年経過しております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員、よろしいですか。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） なければ、質疑を終わります。

◎日程第19 議案第26号

○議長（松原政勝君） 日程第19 議案第26号辺地に係る公共的施設の総合整備計画

の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第26号の内容説明をいたします。

議案の38ページをお開きください。

議案第26号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条において、「辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない。」と規定されておりまして、同条第8項の規定により総合整備計画を変更する場合についても同様とされておりますことから、計画内容の変更について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議につきましては、事前に終了していることを申し添えます。

今回変更するのは、美原・上風連・本別海・西春別の4つの辺地です。

39ページをお開きください。

まず、美原辺地総合整備計画です。

美原辺地の総合整備計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間で、今回は、第1次の変更です。

変更の内容は、下段、3番の表になりますが、交通道路施設について、橋梁長寿命化補修工事のほか、別海床丹港線の舗装補修事業を実施予定とするものです。

別海床丹港線舗装補修事業については、社会資本整備の道路交付金事業の国庫補助を予定し、計画しておりましたが、当該舗装補修事業は、今後国庫補助の採択を受けることが難しくなったため、辺地対策事業債で予定したいとするものであります。

よって、事業費は、変更後において1,446万6,000円減額の2億3,803万4,000円となりますが、財源内訳の特定財源は、国庫補助分として、変更後において4,202万1,000円、逆に、一般財源は1億9,601万3,000円となりますため、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1億760万円追加し、1億9,580万円とするものです。

40ページにお進みください。

次に、上風連辺地総合整備計画です。

上風連辺地の総合整備計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間で、今回は、第2次の変更です。

変更の内容は、下段、3番の表になります。

交通道路施設について、橋梁長寿命化補修の計画事業費及び当該事業の補助見込額の精査によりまして、変更後において、事業費は、56万1,000円減額の5,163万9,000円、財源内訳の特定財源は、国庫補助分として3,150万8,000円となりますが、一般財源が2,013万1,000円となるため、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を160万円追加し、1,980万円とするものです。

変更後の上風連辺地全施設の事業費合計は116億8,430万6,000円となります。

41ページをお開きください。

次に、本別海辺地総合整備計画です。

本別海辺地の総合整備計画は、平成30年度から平成34年度までの5年間で、今回は、第1次の変更です。

変更の内容は、下段、3番の表になりますが、交通道路施設について、橋梁長寿命化補修事業費572万9,000円を追加するもので、変更後の交通道路施設の事業費を1,372万9,000円、財源内訳は、特定財源を831万5千円、一般財源を541万4,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を240万円追加して、540万円とするものです。

また、下水道については、漁業集落排水事業の事業費、及び辺地対策事業債の予定額に変更はございませんが、本事業は、辺地対策事業債のほか、下水道事業債もあわせて借り入れる予定としております。

これまで、本計画書においては、下水道事業債に係る額は、特定財源欄で表示しておりましたが、北海道と協議の結果、下水道事業債に係る額も一般財源欄で表示することとなりましたので、財源内訳欄の金額の振りかえを行っています。

なお、一般財源の2分の1が下水道事業債の対象、もう2分の1が辺地対策事業債の対象という制度になっています。

変更後の本別海辺地全施設の事業費合計は6億9,132万9,000円となります。42ページにお進みください。

最後に、西春別辺地総合整備計画です。

西春別辺地総合整備計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間で、今回は、第2次の変更です。

変更の内容は、下段、3番の表になりますが、交通道路施設について、橋梁長寿命化補修事業費3,807万8,000円を追加するもので、変更後の交通道路施設の事業費を3億1,752万8,000円、財源内訳は、特定財源を1億9,935万円、一般財源を1億1,817万8,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1,840万円追加して、1億1,800万円とするものです。

また、次の段、産業農林道施設は、町が事業主体となる西和地区基盤整備促進事業のほか、協和第1地区基盤整備促進事業で、事業費3,882万5,000円を追加するもので、変更後の産業農林道施設の事業費を4億4,735万7,000円、財源内訳は、特定財源を2億8,755万8,000円、一般財源を1億5,979万9,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を2億20万円追加して、1億5,790万円とするものです。

次の下水道につきましては、農業集落排水事業の事業費に変更はありませんが、補助見込額の精査のほか、先ほど本別海辺地の下水道施設で説明いたしました、下水道事業債の区分の関連から財源の内訳変更により、変更後において、特定財源を9,250万円、一般財源を1億850万円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を50万円追加して、5,410万円とするものです。

変更後の西春別辺地全施設の事業費合計は9億6,588万5,000円となります。

以上で議案第26号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第26号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長(松原政勝君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第20 議案第27号

○議長(松原政勝君) 日程第20 議案第27号あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更(編入)についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○水産みどり課長(新堀光行君) はい、議長。

○議長(松原政勝君) 水産みどり課長。

○水産みどり課長(新堀光行君) 議案第27号あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更(編入)について内容を御説明いたします。

議案の43ページをお開き願います。

本件につきましては、去る平成29年第3回町議会臨時会において、風蓮湖物揚場整備に伴う公有水面埋め立てについて議会の議決を得ているところですが、地方自治法第9条の5第1項の規定により、公有水面の埋め立てによって町の区域内にあらたに生じた土地の確認、及び同法第260条第1項の規定により、公有水面埋め立てにより生じた土地を別海町の区域に編入することに対し、北海道知事に届け出をするため議会の議決を求めるものであります。

詳細について、議案資料で御説明いたします。

議案資料の37ページをお開き願います。

風蓮湖内の公有水面埋立区域図となっています。

区域図は、風蓮湖奥に位置する本別海市街地から国道244号線を経由し、奥行方面へ向かう4.6キロメートルの地点で、図面の上部は陸地、下部が公有水面となります。

埋め立て位置につきましては、図面中央上で赤枠で囲った区域となります。

それでは、議案に戻りまして、本文を朗読させていただきます。

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更(編入)について。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、公有水面の埋立てによって、別海町の区域内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、当該土地を町の区域に次のとおり編入するものとする。

1、所在、野付郡別海町本別海9番6地先の公有水面埋立地。

2、地積、285.74平方メートル。

3、編入する区域、野付郡別海町本別海。

以上で議案第27号の内容説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 議案第27号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第28号

○議長（松原政勝君） 日程第21 議案第28号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○管理課長（伊藤一成君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 管理課長。

○管理課長（伊藤一成君） はい。

議案第28号町道の路線認定及び廃止について内容を説明いたします。

議案の44ページをお開きください。

本案は、事業採択の要望及び実施計画などに伴い、町道の変更及び新規の認定が必要となったため、認定については、道路法第8条第2項、廃止については、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、議案資料により説明いたします。

議案資料の38ページをお開きください。

既に認定している路線は727路線で、総延長は1,182キロ28.01メートルです。

今回の認定する路線のうち変更認定となる7路線は、工事の実設計画による起終点の変更、及び道営土地改良事業採択の要求に伴い、町道の全部または一部区間を廃止するもので、一旦7路線、27キロ758.26メートルを廃止とし、改めて24キロ542.12メートルを再度認定するものです。

新規認定の7路線につきましては、平成31年度工事を予定している路線、及び農道を町道へと認定するもので、11キロ522.4メートルとなり、合計で14路線、36キロ64.52メートルを追加し、これにより町道延長を734路線、1,190キロ334.27メートルとするものです。

次に、議案資料の39ページから40ページが今回認定する路線の概要となっております。

工事の実施及び計画に伴うものが5路線、事業採択に伴うものが3路線、農道を町道へ認定するものが6路線の計14路線です。

次に、47ページの廃止する路線は、変更認定のため一旦認定を廃止するもので、表の上から6路線は、区間の変更による廃止、最下段の1路線は、全線廃止するものです。

42ページから56ページの位置図につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第28号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第28号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第22 承認第1号

○議長（松原政勝君） 日程第22 承認第1号専決処分した事件の承認について（北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（今野健一君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 総務部次長。

○総務部次長（今野健一君） はい。

承認第1号専決処分した事件の承認についての内容説明をいたします。

議案の50ページをお開きください。

なお、議案資料は57ページになります。

本件については、本町が加入している北海道市町村総合事務組合において、このたび、総務省から、地方自治法上、複合的一部事務組合は、市町村及び特別区しか、これを設置することができず、北海道が構成員となっている石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団、並びに北海道が構成員となっている一部事務組合を構成員とする北海道市町村職員退職手当組合は、複合的一部事務組合である総合事務組合に加入できないことから、早急に必要な見直しを行うよう指摘を受けたことにより、総合事務組合からの依頼により現行の北海道市町村総合事務組合規約を廃して、今回新たに制定するというものです。

組合規約の制定及び廃止については、地方自治法第286条第1項の規定により議会の議決が必要となりますが、急遽の依頼であったため議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分といたしました。

規約の変更内容については、1つ目が、総合事務組合に加入できなくなる3団体の削除。

2つ目が、他の地方公共団体から事務の委託を受けられる旨を条文に加えます。

3つ目が、平成29年度・平成30年度中に構成団体の名称変更等があったものについての変更です。

それでは、議案の朗読は省略し、議案資料により説明をいたします。

議案資料の57ページをお開きください。

「北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表」になります。

表の右側が旧規約、左側が新規約となります。

改正箇所は、まず、事務の受託として、総合事務組合は、他の地方公共団体から事務の委託を受けられる旨を条文に加え、第14条としています。

次に、別表第1の「組合を組織する地方公共団体」、及び別表第2から総合事務組合に加入できなくなる3団体（石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、北海道市町村職員退職手当組合）を削除するほか、構成団体の名称変更により、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改め、十勝環境複合事務組合が平成30年3月に解散したため削除するものです。

また、附則において、本規約の施行期日を定め、従来の規約を廃止するものです。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、内容を報告し、議会の承認を求めます。

○議長（松原政勝君） 承認第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第23 同意第1号

○議長（松原政勝君） 日程第23 同意第1号別海町監査委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第1号別海町監査委員の選任について提案説明を申し上げます。

議案書の61ページをお開きください。

本町の監査委員につきましては、議会からの選出がお一人のほか、見識を有する方としてお二人を選任させていただいておりますが、見識を有する方として選任された委員のお一人が平成30年11月30日付で退職されたため、後任の監査委員の選任について進めてまいりました。

このたび、同意第1号として、新たに竹中仁氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

なお、任期は、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間でございます。

竹中氏は、別海町別海寿町63番地の76にお住まいで、昭和33年9月15日生まれのことで満60歳でございます。

主な経歴を若干申し上げますと、昭和54年3月に専修大学北海道短期大学土木科を卒業されております。

卒業と同時に別海町役場に奉職をされ、建設部道路管理課を始めとしまして、平成20年4月には総務部税務課主幹、平成22年4月には財政課長、平成24年4月には総務部長、平成26年4月には福祉部長、平成27年6月から現在まで再び総務部長として勤務され、このたび、平成31年3月末日をもちまして定年退職をされることとなっております。

これまで、持続可能な自治体経営の推進に向けて、本町の行財政運営に力を注いでいただいております。監査委員として適任と考えている次第でございます。

御審議の上、ぜひ御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（松原政勝君） 同意第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第24 同意第2号

○議長（松原政勝君） 日程第24 同意第2号根室町村等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第2号の提案理由を御説明申し上げます。

議案書の62ページをお開きください。

本件につきましては、根室町村等公平委員会委員の選任について地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。

根室町村等公平委員会につきましては、根室振興局管内の4町が共同で公平委員会を設置しておりまして、現在、本町の下川原洋氏、羅臼町の寺澤哲也氏、そして、標津町の渡辺好之氏の3名の方が委員に選任されているところでございます。

委員の選任につきましては、関係町長等と協議をし、候補者を定めているところでございます。

このたび、標津町の渡辺好之氏が、本年3月31日をもって任期満了となります。

このため、新たに次の方を根室町村等公平委員会委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるところでございます。

新たな公平委員会委員は、中標津町東5条南8丁目1番地の6にお住まいの大形幸男氏でございます。

大形氏は、昭和26年10月12日生まれの67歳でございます。

主な経歴を申し上げますと、昭和49年3月に駒澤大学経済学部を卒業後、同年9月に中標津町役場に奉職をされ、税務課住民税係長、保健介護課長、建設水道部長、総務部長などを歴任され、平成24年3月に定年退職をされております。

同年4月から社会福祉法人中標津有隣福社会理事などを務められております。

なお、任期につきましては、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間でございます。

大形氏については、人格、識見ともに優れた方でありますので、御審議の上、ぜひ御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（松原政勝君） 同意第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第25 報告第1号

○議長（松原政勝君） 日程第25 報告第1号専決処分の報告について（上西春別中学校旧校舎・旧講堂とりこわし工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

本件は、報告のみであります。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第1号の内容説明をいたします。

議案の63ページをお開きください。

報告第1号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年2月19日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成30年9月14日議案第70号により議決を経て締結した、上西春別中学校旧校舎・旧講堂とりこわし工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「6,750万円（内消費税及び地方消費税額500万円）」を「6,537万2,400円（内消費税及び地方消費税額484万2,400円）」に改める。

変更の内容につきましては、設計時に概数として取り扱っておりました解体発生材の数量の確定に伴いまして、212万7,600円の減額となったものです。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（松原政勝君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、11日月曜日は、午前10時から一般質問を行います。

皆さん大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2時43分